

医療安全管理指針

訪問看護ステーション アスエイド 埼玉県川越市旭町 3-20-12 管理者：石澤明日香

■ 第1条 目的

当ステーションにおける医療事故の防止および安全な訪問看護サービスの提供を目的とし、医療安全管理のための基本方針と体制を定める。

■ 第2条 医療安全管理体制

- ・医療安全管理責任者：石澤明日香（管理者）
- ・委員：君成田早江（看護師）、治郎丸志乃（看護師）、君成田弘八（OT）
- ・医療安全委員会は年2回以上開催し、事故・ヒヤリハット事例の分析と再発防止策を検討する

■ 第3条 インシデント・アクシデントの報告

- ・スタッフは事故・ヒヤリハットを発見・経験した場合、速やかに管理者へ報告しインシデント報告書を作成する
- ・レベル0～1（ヒヤリハット）：当事者→管理者→記録
- ・レベル2以上（アクシデント）：管理者→主治医・関係機関→家族への説明・対応
- ・報告は責任追及でなく再発防止を目的とし、報告しやすい環境を整える

■ 第4条 医薬品・医療機器の安全管理

- ・薬剤の取り扱いは訪問看護指示書の指示内容を必ず確認する
- ・医療機器（吸引器・酸素機器等）は使用前点検を実施する
- ・ハイリスク薬（インスリン・抗凝固薬等）の取り扱いに特に注意する

■ 第5条 安全な訪問看護の実施

- ・訪問時は必ず訪問看護計画書・指示書を確認し、漫然とした訪問を行わない
- ・利用者の状態変化は迅速に主治医へ報告・連絡する
- ・技術実施にあたっては手順書に従い、不明点は管理者に確認する

■ 第6条 研修・苦情対応・指針の見直し

年1回以上、全スタッフ対象の医療安全研修を実施し記録する。利用者・家族からの苦情・相談は管理者が窓口となり誠実に対応する。本指針は年1回以上見直しを行う。